



どうなる？ 准組合員の 事業利用規制

令和3年3月末に議論・検証の期限を迎えます

農業WGの意見

平成二十六年五月に当時の首相の諮問機関である規制改革会議農業WG（ワーキンググループ）が「（農協の）准組合員の事業利用は正組合員の事業利用の2分の1を超えてはならない」という意見を公表したのです。この背景には、農業協同組合は農家の所得向上をめざすために「農業者のための組織であるべきだ」とする当時の政府の考え方がありました。この意見をうけて平成二十六年六月十三日規制改革会議は、農協の組合員のあり方について次のように答申をしました。

この背景には、農業協同組合は農家の所得向上をめざすために「農業者のための組織であるべきだ」とする当時の政府の考え方がありました。この意見をうけて平成二十六年六月十三日規制改革会議は、農協の組合員のあり方について次のように答申をしました。

今月号では

准組合員の事業利用規制の経過について報告します。

改正農協法の成立

私達は、このことが政府のめざす「農家の所得向上」にどうつながるのか理解できなかつたのです。加えて「政高党低」といわれていた官邸主導の農協改革に不満をもつて、議員からは、急進的な改革案に対する意見が続出しました。事態が紛糾するかと思われた矢先、あつけない幕切れとなるのです。

（当時の報道より引用します）
平成二十七年一月一日
官邸は、自民党農林議員幹部に次の提案を受け入れるように要求した。

①JA全中を一般社団法人化する
②JA全中が持つていた監査権限を民間公認会計士に
③地域農協の理事の過半数を経営や農産物販売のプロにする

「農協は、農業者の組織として活動してきたが、時代の変化の中で農業者ではない准組合員の人数が正組合員を上回り、信用事業が拡大するなど、農協法制定時に想定した姿とは大きく変容しているとの指摘がある。したがつて、農協の農業者の協同組合としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する」



合員の事業利用は正組合員の事業利用の2分の1を超えてはならない」とする意見からは、JAグループは押し返されましたと言えます。

また、JAグループは、自己改革にかかる全組合員調査を実施し、回答者の約九割から「准組合員の事業利用の制限はすべきではない」という結果を得ています。（左記のグラフはJA全中が令和二年七月に公表した。「JAの自己改革に関する組合員調査」の結果から「准組合員の事業利用制限」の部分のみ抜粋）

（令和二年七月
規制改革推進会議の答申）

そして、再び局面は変わりました。令和二年七月十七日に公表された規制改革推進会議は、准組合員の事業利用制限については触れず、「これまでの農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる（改正農協法施行後五年（令和三年四月）を目処に検討・結論、必要に応じて速やかに措置）」と答申したのです。



准組合員の事業利用制限（%）



を受け入れたら「准組合員の利用規制は先送りする」と言ってきた（農林議員）結果として、農林議員もこれを受け入れざるえなかつた。

改正農協法附則の
ココがポイント！

を受け入れたら「准組合員の利用規制は先送りする」と言ってきた（農林議員）結果として、農林議員もこれを受け入れざるえなかつた。

真偽のほどは定かではありませんが、これが、政・官・学を巻き込みさまざま

な議論を経て、平成二十七年九月に改正農協法が公布。翌年、平成二十八年四月に施行されます。准組合員の事業利用規制については、下記にあるとおり改正農協法附則第五十一条三項に規定されました。

改正農協法附則第五十一条（第1項）（略）

政府は、この法律の施行後5年を目途として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況（次項において「改革の実施状況」という）、農地等の利用の最適化の推進の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

（第3項）
政府は、准組合員（新農協法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員をいう。以下この項において同じ。）の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から5年を経過するまでの間、正組合員（新農協法第十二条第一項第一号の規定による組合員又は同第二項第一号の規定による会員をいう。）の規定による同じくの組合の事業の利用に関する規制の在り方について調査を行い、検討を加えて結論を得るものとする。

これまでの間、JAグループは、政府与党に要請・協議・説明を行いました。その結果、令和元年七月の第二十五回参議院選挙自民党の公約では「JAグループが創意工夫により取り組んでいる自己改革を後押しします。准組合員の事業利用に関する規制の在り方については農協組合員の判断に基づくものとなります」となり、平成二十六年の「准組

改正農協法施行後

これまでの間、JAグループは、政

改正農協法附則第五十一条（第3項目）のポイントは、改正農協法が施行された五年を経過するまでの間調査を行い検討を加えて結論を得るとしているのです。このことから「5年後条項」といわれています。

准組合員の事業利用制限（%）

（地域農業の応援団） 私たちJAグループが目指すもの

私たちJAグループは、准組合員を含めた地域の協同組合であることです。そして、信用・共済・購買・その他事業・総合事業を営む協同組合であることです。それが、組合員にとって適切な事業方式であるからです。

JAグループ千葉